答弁第二二四号

内閣衆質一六五第二二四号

平成十八年十二月十九日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆 議 院 議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出痴漢等を行って処分された外務省職員に対する人事に関する質問に対し、 別紙

答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出痴漢等を行って処分された外務省職員に対する人事に関する質問に対する

答弁書

一について

外務省において確認できる範囲では、 平成十八年十二月十三日現在、 御指摘の処分を受けた現職の職員

は四名存在する。

二について

外務省において確認できる範囲では、 平成十八年十二月十三日現在、 御指摘の処分を受けた現職の職員

は一名存在する。

三について

外務省において確認できる範囲では、 平成十八年十二月十三日現在、 御指摘の処分を受けた現職の職員

は二十五名存在する。

四及び六について

外務省において確認できる範囲では、 平成十八年十二月十三日現在、 現職の外務省職員のうち、 飲酒を

した後、 自動車を運転して人(当該職員を除く。)の死亡に係る交通事故を起こした者は二名である。

五について

お尋ねの者はいない。

七について

についてから三についてまで並びに四及び六についてでお答えした事案については、行為の原因、動

機、 態様、 結果、影響等のほか、日ごろの勤務態度や当該行為後の対応等も含め諸般の事情を総合的に考

慮の上、処分を行ったものであり、 外務省としては、 個別の事案に応じて職員に対する処分を適正に行っ

ているものと認識している。